

そのほかの軽減・減免制度

倒産や解雇などによって離職した人の国民健康保険税の軽減について

雇用保険の「特定受給資格者」及び「特定理由離職者」について、国民健康保険税を軽減する制度が平成22年度から始まりました。対象の人は、前年の給与所得額を100分の30として保険税を算出します。また、高額療養費についても給与所得額を100分の30とし、同一世帯に属する国保加入者の軽減判定所得の合計が「低所得世帯の軽減制度」に記載している軽減割合に該当する場合は非課税世帯の区分（「高額医療費（限度額認定証などについて）の表Ⅰ、表Ⅱ参照）で支給を受けられます。

ただし、この制度の適用を受けるためには、申告が必要です。届出が遅れても遡及して軽減を受けることができますが、保険税は5年度以上さかのぼって減額変更できないためご注意ください。

対象者

65歳未満で離職し、雇用保険受給資格者証で「特定受給資格者」または「特定理由離職者」であることが確認できる人。

「特定受給資格者」

事業所の倒産、解雇などにより離職した人など。

（雇用保険受給資格者証の離職理由コードが、11・12・21・22・31・32のいずれか）

「特定理由離職者」

労働契約期間が満了し、更新を希望したが更新されず離職した人など。

（雇用保険受給資格者証の離職理由コードが、23・33・34のいずれか）

軽減期間

軽減期間は、離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までです。一度申告をしていたければ、翌年度の届出は必要ありません。

保険税の軽減は、社会保険などに加入し、国民健康保険を脱退されたとき終了します。

ただし、軽減期間内に再離職し、国民健康保険に加入したときは、残っている対象期間について保険税の軽減を継続できます。

届出に必要なもの

●雇用保険受給資格者証

●本人確認書類

（マイナンバーカードまたは運転免許証など）

国民健康保険税の減免について

次のような場合には、減免を受けられる可能性があります。下記1～5に該当し、国民健康保険税の納付が困難な場合、事由発生後の最初の納期限の5日前までにご相談ください。なお、減免決定には審査がありますので、必要書類など、詳しくは国民健康保険課までご相談ください。

- 1 火災、地震、水害による被害を受けたとき
- 2 倒産や解雇などによって離職した人で、失業給付を受けない等により上記の軽減の対象とならないとき
- 3 廃業（休業）したとき
- 4 病気、介護などによるやむを得ない理由で離職した人で、上記の軽減の対象とならないとき
- 5 65歳以上で離職した人で、「特定受給資格者」または「特定理由離職者」であることが確認できる

など